

富山県告示第469号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成25年11月29日

富山県知事 石井 隆一

1 起業者の名称

高岡市

2 事業の種類

高岡市二上守山統合保育園（仮称）建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

富山県高岡市二上町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、高岡市二上町地内の土地を起業地とする高岡市二上守山統合保育園（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、高岡市が事業主体となり、同市が設置する守山保育園及び二上保育園を統合して整備するものであり、土地収用法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である高岡市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

少子化が進む中、核家族化やライフスタイルの多様化等により子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てについての不安感が増し、子どもを安心して生み育てる環境づくりが求められている。

高岡市では、子育てを支援する体制づくりを進めるため、保育所における延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育等の特別保育を充実させ多様化する保育ニーズへの対応に努めているところである。

また、既設の市立保育所において児童数の減少に伴い効果的な保育環境を確保できない保育所もあることから、利用者の利便性や地域との関係等に配慮のうえ近隣の保育所と統合するなど施設再編を進めることにより、適正規模による効果的な保育サービスの提供を図ることとしている。

本件事業は、河川改修事業により支障となる保育所の移転に併せて、特別保育の機能を付加するとともに、近隣の保育所と統合し整備するものであり、子どもを安心して生み育てる環境づくりに寄与することが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する埋蔵文化財が存在するが、これについては市教育委員会から、掘削作業の際に立会を行い、遺物が出土した場合はそれを回収し現況を写真等で記録することにより、事業を実施してかまわない旨の意見を得ている。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、小学校との連携に考慮し、周辺の守山・二上両地区を通学区域

とする万葉小学校の近辺で建設が可能な3候補地で比較検討した結果、整備に係る経費比較、周辺環境の状況等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本事業は、現在の守山保育園が準用河川守山川の河川改修事業に伴う支障物件となっていることから、早期に事業の完成を図る必要があると認められる。また、地元の守山地区・二上地区連合自治会から本事業に関する強い要望がある。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高岡市役所